

株 主 各 位

東京都西東京市東伏見三丁目6番19号

**タクトホーム株式会社**

代表取締役社長 山 本 重 穂

### 第30期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第30期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年8月22日（木曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年8月23日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都西東京市東伏見三丁目6番19号  
当社本社 2階大会議室

#### 3. 株主総会の目的事項

##### 報 告 事 項

1. 第30期（平成24年6月1日から平成25年5月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第30期（平成24年6月1日から平成25年5月31日まで）計算書類報告の件

##### 決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 株式移転計画承認の件
- 第3号議案 取締役2名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項 次の事項につきましては、法令及び定款第13条の規定に基づきインターネット上の当社ホームページ（アドレス <http://www.tacthome.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類、株主総会参考書類には記載しておりません。

①株主総会招集ご通知添付書類の計算書類に係る個別注記表

- ②株主総会参考書類の第2号議案 株式移転計画承認の件に記載すべき事項のうち、他の株式移転完全子会社（一建設株式会社、株式会社飯田産業、株式会社東栄住宅、株式会社アーネストワン及びアイディホーム株式会社）の最終事業年度に係る計算書類等の内容

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ(<http://www.tacthome.co.jp/>)に掲載させていただきますのでご了承ください。
  - ◎当日の会場内では、当社役員及び従業員は軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要な施策の一つとして位置付けており、将来における企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。このような方針のもと当期の期末配当等については、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金3,000円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は695,676,000円となります。  
また、当期では1株につき1,500円の間配当金を既にお支払いしておりますので、年間の配当金は1株につき4,500円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生ずる日  
平成25年8月26日といたしたく存じます。

## 第2号議案 株式移転計画承認の件

当社は、一建設株式会社（所在地：東京都練馬区、社長：堀口 忠美、以下「一建設」といいます。）、株式会社飯田産業（所在地：東京都武蔵野市、社長：兼井 雅史、以下「飯田産業」といいます。）、株式会社東栄住宅（所在地：東京都西東京市、社長：西野 弘、以下「東栄住宅」といいます。）、株式会社アーネストワン（所在地：東京都西東京市、社長：西河 洋一、以下「アーネストワン」といいます。）、及びアイディホーム株式会社（所在地：東京都西東京市、社長：久林 欣也、以下「アイディホーム」といいます。）の5社との間で、平成24年12月25日に共同株式移転（以下「本株式移転」といいます。）の方法により共同持株会社を設立し、経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を行うことについての基本合意に達し、同日合意書を締結の上、6社で統合に向けての協議を進めてまいりました。

そして、平成25年6月27日、6社はそれぞれの取締役会の決議に基づき、主要事項について合意し、統合契約書を締結するとともに、株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を共同で作成致しました。

各社は、新たに設立する共同持株会社について、東京証券取引所に新規に上場申請を行う予定です。また、各社は本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、本株式移転の効力発生日に先立ち、6社の株式は東京証券取引所において上場廃止となる予定です（一建設及びアイディホームの株式は大阪証券取引所に上場していましたが、東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、本年7月16日より東京証券取引所に上場いたしております。）。

本議案は、本経営統合のため、6社が共同で作成した本株式移転計画について、ご承認をお願いするものであります。

当社株主の皆様に対しては、当社株式に代わり所定の株式移転比率で、東京証券取引所に新規上場する共同持株会社の株式が交付されることとなります。

### 1. 株式移転を行う理由

当社はこれまで、「住まいづくりを通じて地域社会に貢献」という理念に基づいて、お客様に新築一戸建住宅を中心に提供してまいりました。

しかしながら、将来的な人口・世帯数の減少による中長期的な住宅市場の縮小、他業界からの戸建分譲市場への新規参入等により競争が激化する事業環境下において、これまで以上にお客様の期待に応え満足していただく商品・サービスを提供し続けるには、当社のみでの経営努力だけでは限界があるとの判断より、経営統合を行うに至りました。

経営統合を行うにあたっては、持株会社の傘下で統一的な基本戦略を取りながらも、これまで築き上げてきた各社の独自のノウハウを活かし、互いの自主性を尊重した経営を行っていくことで最大のシナジー効果を得られると判断し、共同株式移転の方法により共同持株会社を設立することといたしました。

本経営統合により、統合各社の経営資源・ノウハウを結集させ、コスト努力を率先して進めることにより、不動産業界全体のコスト低減をリードし、ひいてはお客様が良質な住宅を求めやすい価格で手に入れることができるような住環境を創造してまいります。更には、新築住宅の分譲事業だけでなく、新しい顧客価値の創造、海外市場への展開を行い、新たな収益源の確保を目指すとともに、豊かな社会作りに貢献してまいります。

## 2. 株式移転計画の内容の概要

### 株式移転計画書

一建設株式会社(以下、「一建設」という。)、株式会社飯田産業(以下、「飯田産業」という。)、株式会社東栄住宅(以下、「東栄住宅」という。)、タクトホーム株式会社(以下、「タクトホーム」という。)、株式会社アーネストワン(以下、「アーネストワン」という。)及びアイディホーム株式会社(以下、「アイディホーム」といい、一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム、アーネストワン及びアイディホームを個別に、以下、「当事者」という。)は、共同株式移転の方法により株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画(以下、「本株式移転計画」という。)を作成する。

#### 第1条(株式移転)

各当事者は、本株式移転計画に定めるところに従い、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社(以下、「持株会社」という。)の設立の登記をすべき日(以下、「持株会社成立の日」という。)において、全当事者の発行済株式の全部を持株会社に取得させる株式移転(以下、「本株式移転」という。)を行うものとする。

## 第2条（持株会社の目的、商号、本店所在地及び発行可能株式総数、その他持株会社の定款で定める事項）

1. 持株会社の目的、商号、本店所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。
  - （1）目的：別紙の定款第2条に記載のとおりとする。
  - （2）商号：「飯田グループホールディングス株式会社」とし、英文では「Iida Group Holdings Co., Ltd.」と表示する。
  - （3）本店所在地：持株会社の本店所在地は東京都西東京市とし、本店所在場所は東京都西東京市北原町三丁目2番22号とする。
  - （4）発行可能株式総数：11億株とする。
  
2. 前項に掲げるもののほか、持株会社の定款で定める事項は別紙の定款に記載のとおりとする。

## 第3条（持株会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称）

持株会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称は、以下のとおりとする。

- （1）設立時取締役  
飯田 一男  
森 和彦  
西河 洋一  
佐々野 俊彦  
山本 重穂  
久林 欣也  
堀口 忠美  
兼井 雅史  
西野 弘  
松林 重行
  
- （2）設立時監査役  
石丸 郁子  
宮尾 建夫  
佐々木 延行  
林 千春

- (3) 設立時会計監査人  
新日本有限責任監査法人

#### 第4条 (持株会社が株式移転に際して交付する株式及びその割当て)

1. 持株会社は、本株式移転に際して、各当事者の株主に対して、それぞれの所有する普通株式に代わり、次の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)及び(6)の合計の数の持株会社の普通株式を交付する。
  - (1) 本株式移転により持株会社が全当事者の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下、「基準時」という。)における一建設の発行済株式総数に3.14を乗じて得た数
  - (2) 基準時における飯田産業の発行済株式総数に1を乗じて得た数
  - (3) 基準時における東栄住宅の発行済株式総数に1.16を乗じて得た数
  - (4) 基準時におけるタクトホームの発行済株式総数に108を乗じて得た数
  - (5) 基準時におけるアーネストワンの発行済株式総数に1.16を乗じて得た数
  - (6) 基準時におけるアイディホームの発行済株式総数に2.62を乗じて得た数
2. 持株会社は、本株式移転に際して、前項の持株会社の普通株式を、基準時の各当事者の株主に対し、その所有する各当事者の普通株式(但し、会社法第806条第1項の規定に基づき株式買取請求がなされた株式を除く。)に代わり、以下のとおり割り当てる。
  - (1) 一建設の株主については、その所有する一建設の普通株式(但し、会社法第806条第1項の規定に基づき株式買取請求がなされた株式を除く。)1株につき、持株会社の普通株式3.14株
  - (2) 飯田産業の株主については、その所有する飯田産業の普通株式(但し、会社法第806条第1項の規定に基づき株式買取請求がなされた株式を除く。)1株につき、持株会社の普通株式1株
  - (3) 東栄住宅の株主については、その所有する東栄住宅の普通株式(但し、会社法第806条第1項の規定に基づき株式買取請求がなされた株式を除く。)1株につき、持株会社の普通株式1.16株

- (4) タクトホームの株主については、その所有するタクトホームの普通株式(但し、会社法第806条第1項の規定に基づき株式買取請求がなされた株式を除く。)1株につき、持株会社の普通株式108株
- (5) アーネストワンの株主については、その所有するアーネストワンの普通株式(但し、会社法第806条第1項の規定に基づき株式買取請求がなされた株式を除く。)1株につき、持株会社の普通株式1.16株
- (6) アイディホームの株主については、その所有するアイディホームの普通株式(但し、会社法第806条第1項の規定に基づき株式買取請求がなされた株式を除く。)1株につき、持株会社の普通株式2.62株  
なお、各当事者の株主に交付しなければならない持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じる場合には、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理するものとする。

3. 持株会社における単元株式数は100株とする。

#### **第5条 (持株会社の資本金及び準備金)**

持株会社成立の日における資本金及び準備金の額は、以下のとおりとする。

- (1) 資本金の額：100億円
- (2) 資本準備金の額：25億円
- (3) 利益準備金の額：0円

#### **第6条 (持株会社成立の日)**

持株会社成立の日は、平成25年11月1日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、全当事者間で協議・合意の上で、これを変更することができる。

#### **第7条 (株式移転計画承認株主総会)**

1. 一建設は、平成25年8月30日を開催日として臨時株主総会を招集し、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. 飯田産業は、平成25年7月30日を開催日として定時株主総会を招集し、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。



3. 東栄住宅は、平成25年8月30日を開催日として臨時株主総会を招集し、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
4. タクトホームは、平成25年8月23日を開催日として定時株主総会を招集し、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
5. アーネストワンは、平成25年8月30日を開催日として臨時株主総会を招集し、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
6. アイディホームは、平成25年8月8日を開催日として臨時株主総会を招集し、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
7. 本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は全当事者間で協議・合意の上で、前六項に定める株主総会の開催日を変更することができる。

#### **第8条（株式上場）**

持株会社は、持株会社成立の日において、その発行する普通株式を株式会社東京証券取引所へ上場することを予定している。

#### **第9条（株主名簿管理人）**

持株会社の株主名簿管理人は、みずほ信託銀行株式会社に委託するものとする。

#### **第10条（剰余金の配当）**

1. 一建設は、平成25年7月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり60円及び総額18億円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
2. 一建設は、平成25年10月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり30円及び総額9億円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
3. 飯田産業は、平成25年10月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり16円及び総額10億円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。

4. 東栄住宅は、平成25年7月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり20円及び総額5.4億円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
5. 東栄住宅は、平成25年10月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり10円及び総額2.7億円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
6. タクトホームは、平成25年10月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり1,875円及び総額4.5億円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
7. アーネストワンは、平成25年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり22円及び総額15億円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
8. アーネストワンは、平成25年10月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり4円及び総額3億円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
9. アイディホームは、平成25年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり66円及び総額3.2億円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
10. アイディホームは、平成25年10月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり44円及び総額2.2億円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
11. 各当事者は、本条第2項、第3項、第5項、第6項、第8項及び第10項に基づく剰余金の配当は、平成25年10月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、平成25年10月31日より前の各当事者における直近の剰余金の配当に係る基準日から平成25年10月31日までの支援に応えることを目的とするものであることを確認する。
12. 各当事者は、第1項から第10項に定める場合を除き、本株式移転計画の作成後持株会社成立の日までの間、持株会社成立の日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。

#### **第11条（自己株式の消却）**

各当事者は、持株会社成立の日の前日までに開催されるそれぞれの取締役会の決議により、各当事者の保有する自己株式の全部(本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含む。)を基準時の直前時をもって消却するものとする。

#### **第12条（善管注意義務）**

各当事者は、本株式移転計画の作成後持株会社成立の日に至るまでの間において、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、それぞれの子会社をして善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行わせるものとする。各当事者は、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為並びに子会社の財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ全当事者間で協議・合意の上で、これを行い又は子会社をしてこれを行わせるものとする。

#### **第13条（株式移転計画の効力）**

本株式移転計画は、第7条に定める各当事者の本株式移転計画を承認するための株主総会のいずれかにおいて本株式移転計画の承認が得られない場合又は法令に定める関係官庁等の承認等が得られない場合は、その効力を失うものとする。

#### **第14条（事情変更）**

本株式移転計画の作成後持株会社成立の日に至るまでの間において、各当事者のいずれかの財産又は経営状態に重大な変更が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本株式移転の目的の達成が著しく困難となった場合には、全当事者間で協議・合意の上で、本株式移転計画の条件その他の内容を変更し又は中止することができる。

#### **第15条（協議事項）**

本株式移転計画に定めるもののほか、本株式移転計画に定めのない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本株式移転計画の趣旨に従い、全当事者間で別途協議の上定めるものとする。

本株式移転計画の作成を証するため、本書6通を作成し、各当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年6月27日

東京都練馬区石神井町二丁目26番11号  
一建設株式会社  
代表取締役社長 堀口 忠美 ㊞

東京都武蔵野市境二丁目2番2号  
株式会社飯田産業  
代表取締役社長 兼井 雅史 ㊞

東京都西東京市芝久保町四丁目26番3号  
株式会社東栄住宅  
代表取締役社長 西野 弘 ㊞

東京都西東京市東伏見三丁目6番19号  
タクトホーム株式会社  
代表取締役社長 山本 重穂 ㊞

東京都西東京市北原町三丁目2番22号  
株式会社アーネストワン  
代表取締役社長 西河 洋一 ㊞

東京都西東京市西原町一丁目4番1号  
アイディホーム株式会社  
代表取締役社長 久林 欣也 ㊞

## 定款

### 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、飯田グループホールディングス株式会社と称し、英文では、Iida Group Holdings Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 建築工事設計施工
- (2) 土木工事設計施工
- (3) 建築解体工事業
- (4) 測量調査業務全般
- (5) 不動産の売買、仲介、賃貸及び管理
- (6) 建築資材、家具、室内装飾品の製造及び販売並びに輸出入
- (7) 住宅設備機器等の製造、販売、輸出入並びに施工
- (8) インテリアデザインの企画及び設計並びに施工
- (9) 都市開発、地域開発、宅地造成、その他土地開発に関する設計並びに建設コンサルタント業
- (10) 商業施設、宿泊施設、飲食店等の管理、賃貸及び経営
- (11) 物品販売店の経営
- (12) 不動産特定共同事業法に基く事業
- (13) 投資信託委託業
- (14) 信託受益権の売買
- (15) 管理型信託業務
- (16) 金融業
- (17) 損害保険代理店業及び生命保険の募集に関する業務
- (18) 住宅ローン並びにその他一般の融資の斡旋、保証及び事務代行業務

- (19) 医療、福祉、介護、健康に関する教育研修事業並びに施設の経営及び管理の受託
- (20) コンピューターソフトウェアの企画、設計、開発、販売及びインターネットを利用した各種情報提供サービス業
- (21) 経営コンサルタント業
- (22) 酒類、清涼飲料等の製造及び販売
- (23) マッサージ、エステティックサロン、トリートメントスバの経営
- (24) 外国人技能実習生の受入及び養成
- (25) 技能者の養成及び養成施設の運営
- (26) 前各号に附帯関連する一切の業務

2 当社は、前項各号の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都西東京市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、11億株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式に関する取扱い、手数料及び株主の権利行使に際しての手續等は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第3章 株 主 総 会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。



## 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役は、12名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役会長及び取締役社長各1名、必要に応じてその他の役付取締役若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 代表取締役が複数の場合、又は代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第29条 当社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任方法)

第30条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第34条 監査役会の決議は、法令に特段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第35条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

## 第6章 会計監査人

(選任方法)

第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

- 第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第7章 計算

(事業年度)

第41条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当金)

第42条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当を支払う。

(中間配当金)

第43条 当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し会社法第454条第5項に定める金銭による剰余金の配当を支払う。

(配当金の除斥期間等)

第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 前項の金銭には利息をつけない。

## 附 則

(最初の事業年度)

第1条 当社の最初の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、当社の設立の日から平成26年3月31日までとする。

(最初の取締役及び監査役の報酬等)

第2条 第27条及び第36条の規定にかかわらず、当社の設立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの取締役及び監査役の報酬等の額は、取締役につき総額金10,000万円以内とし、監査役につき総額金3,000万円以内とする。

(附則の削除)

第3条 本附則は、最初の定時株主総会終結の時をもって削除されるものとする。

以上

### 3. 会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め の相当性に関する事項

(1) 各社は、本株式移転による株式移転設立完全親会社である共同持株会社の設立に際し、同社の株式移転完全子会社となる各社のそれぞれの株主に交付する共同持株会社の普通株式の割当比率（以下「株式移転比率」といいます。）を以下のとおり決定いたしました。

(i) 株式移転比率は以下のとおりであります。

会社名	当社	一建設	飯田産業	東栄住宅	アーネストワン	アイディホーム
株式移転比率	108	3.14	1.00	1.16	1.16	2.62

(注1) 本株式移転に係る株式の割当ての詳細

1. 当社の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式108株を割当て交付いたします。
2. 一建設の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式3.14株を割当て交付いたします。
3. 飯田産業の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1株を割当て交付いたします。
4. 東栄住宅の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1.16株を割当て交付いたします。
5. アーネストワンの普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1.16株を割当て交付いたします。
6. アイディホームの普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式2.62株を割当て交付いたします。

但し、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、6社協議の上、変更することがあります。

(注2) 共同持株会社の単元株式数は100株とします。

(注3) 共同持株会社が交付する新株式数（予定）

普通株式：294,151,996株

上記は、平成25年6月11日に公表した自己株式の消却実施後の時点における当社の発行済株式総数（231,892株）、一建設の発行済株式総数（28,562,130株）、飯田産業の発行済株式総数（59,479,534株）、東栄住宅の発行済株式総数（26,958,535株）、アーネストワンの発行済株式総数（65,687,321株）及びアイディホームの発行済株式総数（4,761,010株）に基づいて算出しておりますので、変動することがあります。

(注4) 単元未満株式の取り扱いについて

本株式移転により、1単元(100株)未満の共同持株会社の株式(以下「単元未満株式」といいます。)の割当てを受ける6社の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

(ii) 株式移転比率の算定根拠等は、以下のとおりであります。

### **本株式移転に係る割当ての内容の算定根拠等**

#### **1. 算定の基礎**

6社は、本株式移転の株式移転比率の算定にあたって公正性・妥当性を確保するため、それぞれが独立した財務アドバイザーに株式移転比率に関する財務分析を依頼し、当社は、株式会社AGSコンサルティング(以下「AGSコンサルティング」)を、一建設は、株式会社パートナーズ・コンサルティング(以下「パートナーズ・コンサルティング」)を、飯田産業は、株式会社プルータス・コンサルティング(以下「プルータス・コンサルティング」)を、東栄住宅は、山田FAS株式会社(以下「山田FAS」)を、アーネストワンはベネディ・コンサルティング株式会社(以下「ベネディ・コンサルティング」)を、アイディホームは東海東京証券株式会社(以下「東海東京証券」)を起用致しました。

これらの財務アドバイザーによる、株式移転比率に関する財務分析の概要については、「株式移転比率に関する各財務アドバイザーの分析概要」をご参照下さい。

なお、東栄住宅が、それぞれの財務アドバイザーに対して提出したディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法(以下、「DCF法」)による分析の基礎となる将来の利益計画には、対前年度比較において大幅な増益となる事業年度が含まれております。これは、主力マーケットである首都圏以外への新規エリア展開による販売棟数の大幅な増加を見込んでいるためです。

当社、一建設、飯田産業、アーネストワン、及びアイディホームがそれぞれの財務アドバイザーに対して提出したDCF法による分析の基礎となる将来の利益計画においては、大幅な増減益を見込んでおりません。

## 2. 算定の経緯

当社はAGSコンサルティングによる株式移転比率に関する財務分析の結果を参考に、一建設はパートナーズ・コンサルティングによる株式移転比率に関する財務分析の結果を参考に、飯田産業はブルータス・コンサルティングによる株式移転比率に関する財務分析の結果を参考に、東栄住宅は山田FASによる株式移転比率に関する財務分析の結果を参考に、アーネストワンはベネディ・コンサルティングによる株式移転比率に関する財務分析の結果を参考に、アイディホームは東海東京証券による株式移転比率に関する財務分析の結果を参考に、それぞれ各6社の財務の状況、資産の状況、将来の事業・業績見通しならびに本取引により期待される戦略上、財務上及び事業運営上のメリット等の要因を総合的に勘案し、6社で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に本株式移転計画記載の株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、合意・決定致しました。

## 3. 財務アドバイザーとの関係

当社の財務アドバイザーであるAGSコンサルティング、一建設の財務アドバイザーであるパートナーズ・コンサルティング、飯田産業の財務アドバイザーであるブルータス・コンサルティング、東栄住宅の財務アドバイザーである山田FAS、アーネストワンの財務アドバイザーであるベネディ・コンサルティング、アイディホームの財務アドバイザーである東海東京証券は、それぞれ当社、一建設、飯田産業、東栄住宅、アーネストワン及びアイディホームの関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

## 4. 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式移転に伴い、当社、一建設、飯田産業、東栄住宅、アーネストワン及びアイディホームは平成25年10月29日をもって、東京証券取引所の上場廃止基準により上場廃止となる予定です。

## 5. 公正性を担保するための措置

当社は、上述の株式移転比率に関する財務分析の結果の受領に加え、平成25年6月26日付にて、AGSコンサルティングから、それぞれ後述の前提条件その他一定の前提条件のもとに、合意された株式移転比率が当社の株主にとって財務的見地から妥当または公正である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得しています。



一建設は、上述の株式移転比率に関する財務分析の結果の受領に加え、平成25年6月26日付にて、パートナーズ・コンサルティングから、それぞれ後述の前提条件その他一定の前提条件のもとに、合意された株式移転比率が一建設の株主にとって財務的見地から妥当または公正である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得しています。

飯田産業は、上述の株式移転比率に関する財務分析の結果の受領に加え、平成25年6月26日付にて、プルートス・コンサルティングから、それぞれ後述の前提条件その他一定の前提条件のもとに、合意された株式移転比率が飯田産業の株主にとって財務的見地から妥当または公正である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得しています。

東栄住宅は、上述の株式移転比率に関する財務分析の結果の受領に加え、平成25年6月26日付にて、山田FASから、それぞれ後述の前提条件その他一定の前提条件のもとに、合意された株式移転比率が東栄住宅の株主にとって財務的見地から妥当または公正である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得しています。

アーネストワンは、上述の株式移転比率に関する財務分析の結果の受領に加え、平成25年6月26日付にて、ベネディ・コンサルティングから、それぞれ後述の前提条件その他一定の前提条件のもとに、合意された株式移転比率がアーネストワンの株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得しています。

アイディホームは、上述の株式移転比率に関する財務分析の結果の受領に加え、平成25年6月26日付にて、東海東京証券から、それぞれ後述の前提条件その他一定の前提条件のもとに、合意された株式移転比率がアイディホームの株主にとって財務的見地から妥当または公正である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得しています。

## 6. 利益相反を回避するための措置

本経営統合にあたって、当社、一建設、飯田産業、東栄住宅、アーネストワン及びアイディホームは、いずれもそれぞれの会社の支配株主には該当せず、また、各社間での役職員の兼任もありません。したがって、特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

## 株式移転比率に関する各財務アドバイザーの分析概要

### 1. 当社の財務アドバイザーによる分析概要

(AGSコンサルティング)

AGSコンサルティングは、6社の株式それぞれについて市場株価が存在していることから市場株価法による算定を行い、また、市場株価法に加え、6社の将来の事業活動の状況を評価に適切に反映するためにDCF法による算定を行うとともに、6社と類似の事業を営む上場企業が複数存在することから類似会社比較法による算定も行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。

なお、下記の株式移転比率の評価レンジは、飯田産業の普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の当社、一建設、東栄住宅、アーネストワン及びアイディホームの普通株式1株当たりの株式価値の評価レンジを記載したものです。

また、市場株価法については、平成25年6月25日を算定基準日として、算定基準日から遡る1ヶ月間の終値平均株価、3ヶ月間の終値平均株価、及び6ヶ月間の終値平均株価を採用致しました。

採用手法	当社 株式移転比率 の評価レンジ	一建設 株式移転比率 の評価レンジ	東栄住宅 株式移転比率 の評価レンジ	アーネストワン 株式移転比率 の評価レンジ	アイディホーム 株式移転比率 の評価レンジ
市場株価法	105～110	3.40～3.57	1.08～1.15	1.15～1.21	2.67～3.11
DCF法	95～225	2.37～5.27	0.82～2.09	1.14～2.35	2.36～5.55
類似会社 比較法	73～103	1.95～3.69	0.57～1.41	0.98～1.50	2.26～3.63

株式移転比率の分析及び意見の前提条件・免責事項については下記(注)をご参照下さい。

(注) AGSコンサルティングは、フェアネス・オピニオンの提出及びフェアネス・オピニオンに記載された意見の表明並びにその基礎となる株式移転比率の算定に際して、6社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、6社及びその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価又は検証を行っておりません。AGSコンサルティングのフェアネス・オピニオンに記載された意見及びその基礎となる株式移転比率の算定は、平成25年6月25日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、6社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、6社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたものであり、当社の同意に基づき、その予測等に従って、当事会社の財務状況が推移することを前提としております。

## 2. 一建設の財務アドバイザーによる分析概要

(パートナーズ・コンサルティング)

パートナーズ・コンサルティングは、6社の普通株式それぞれについて市場株価が存在していることから市場株価法による算定を行うとともに、6社についてディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」）及び類似公開会社比較法による算定を行いました。

飯田産業の1株当たりの株式価値を1とした場合の各手法における株式移転比率の評価レンジは、以下のとおりです。

採用手法	当社 株式移転比率 の評価レンジ	一建設 株式移転比率 の評価レンジ	東栄住宅 株式移転比率 の評価レンジ	アーネストワン 株式移転比率 の評価レンジ	アイディホーム 株式移転比率 の評価レンジ
市場株価法	91.00～ 124.88	2.91～4.13	0.92～1.29	1.02～1.38	2.29～3.42
DCF法	119.24～ 178.13	2.93～4.38	1.11～1.66	1.21～1.80	3.06～4.56
類似公開会社比較法	84.29～ 136.64	3.10～3.68	0.79～1.00	0.99～1.98	3.06～4.65

なお、市場株価法については、平成25年6月25日を算定基準日として、東京証券取引所市場第1部あるいは大阪証券取引所JASDAQスタンダード市場における基準日の終値、基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間の株価終値平均、並びに基準日から「経営統合に関する基本合意書の締結について」が公表された翌営業日である平成24年12月26日まで遡る期間における株価終値平均を採用致しました。また、DCF法については、6社から提供された財務予測を算定の基礎と致しました。

株式移転比率の分析及び意見の前提条件・免責事項については下記(注)をご参照下さい。

(注) パートナーズ・コンサルティングは、フェアネス・オピニオンの提出及びフェアネス・オピニオンに記載された意見の表明並びにその基礎となる株式移転比率の算定に際して、6社より提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、6社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。パートナーズ・コンサルティングの株式移転比率の算定は、平成25年6月25日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、6社の財務予測については、6社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成又は検討されたことを前提としております。

### 3. 飯田産業の財務アドバイザーによる分析概要

(ブルータス・コンサルティング)

ブルータス・コンサルティングは、複数の算定手法の中から株式移転比率の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、市場株価法、類似会社比較法、及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」）の各手法を用いて算定を行いました。

飯田産業の1株当たりの株式価値を1とした場合の各手法における株式移転比率の算定結果は、以下のとおりです。

採用手法	当社 株式移転比率 の評価レンジ	一建設 株式移転比率 の評価レンジ	東栄住宅 株式移転比率 の評価レンジ	アーネストワン 株式移転比率 の評価レンジ	アイディホーム 株式移転比率 の評価レンジ
市場株価法	105.074～ 110.178	3.399～ 3.572	1.078～ 1.179	1.157～ 1.227	2.675～ 3.108
類似会社 比較法	109.208～ 112.973	2.399～ 2.581	0.740～ 0.799	1.549～ 1.608	3.742～ 3.876
DCF法	98.553～ 136.372	2.885～ 4.202	0.738～ 1.333	0.964～ 1.546	2.501～ 4.183

なお、市場株価法では、平成25年6月26日を算定基準日として、一建設株式会社及びアイディホーム株式会社については大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）市場、当社、株式会社飯田産業、株式会社東栄住宅及び株式会社アーネストワンについては東京証券取引所市場第一部における、算定基準日の終値、並びに算定基準日から遡る1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の終値平均値を採用致しました。

株式移転比率の分析及び意見の前提条件・免責事項については下記(注)をご参照下さい。

(注) プルータス・コンサルティングは、意見書の提出及び意見書に記載された意見の表明並びにその基礎となる株式移転比率の算定に際し、第三者機関が行った会計、税務及び法務に係る調査報告書、6社から提供を受けた情報並びに一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、6社とそれらの関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、飯田産業として第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。また、6社の財務予測に関する情報については、現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。プルータス・コンサルティングの算定は、平成25年6月26日までの上記情報を反映したものであります。

#### 4. 東栄住宅の財務アドバイザーによる分析概要

(山田FAS)

山田FASは、6社のそれぞれについて、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法による分析を行いました。各手法による本株式移転における株式移転比率の評価レンジは以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の評価レンジは、飯田産業の株式1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジを記載したものです。

なお、市場株価法については、平成25年6月25日を算定基準日として、東京証券取引所または大阪証券取引所における算定基準日時点の株価終値、算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間、及び6ヶ月間の株価終値平均を採用致しました。また、DCF法については、6社から提供されたスタンド・アローンベースでの事業計画を算定の基礎と致しました。

採用手法	当社 株式移転比率 の評価レンジ	一建設 株式移転比率 の評価レンジ	東栄住宅 株式移転比率 の評価レンジ	アーネストワン 株式移転比率 の評価レンジ	アイディホーム 株式移転比率 の評価レンジ
市場株価法	91～125	2.91～4.13	0.92～1.29	1.02～1.38	2.29～3.42
類似会社 比較法	57～181	1.35～6.65	0.76～1.82	0.55～2.11	1.29～6.58
DCF法	105～173	2.62～4.20	1.01～1.73	1.09～1.66	2.74～4.52

株式移転比率の分析及び意見の前提条件・免責事項については下記(注)をご参照下さい。



(注) 山田FASは、上記の分析及び分析の結果を記載した算定書・フェアネスオピニオンの提出に際し、6社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、また、株式移転比率の分析・算定に重大な影響を与える可能性がある事実で未開示の事実はないことを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、6社とその関係会社の資産及び負債(簿外資産、負債、その他の偶発債務を含みます。)に関して独自の評価・査定は行っておらず、その他検討の基礎とする情報について一定の制約のもと分析を行っています。加えて、6社の事業計画は6社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

## 5. アーネストワンの財務アドバイザーによる分析概要

(ベネディ・コンサルティング)

ベネディ・コンサルティングは、6社の普通株式それぞれについて市場株価が存在していることから市場株価基準方式による算定を行うとともに、6社の将来収益力等を多角的に分析するため、本株式移転の諸条件並びに法務、財務及び税務デュー・ディリジェンスの結果等を分析したうえで、6社についてDCF方式及び類似会社比準方式による分析を行いました。

各方式による算定結果は以下のとおりです（以下の株式移転比率の算定レンジは、飯田産業の普通株式1株に対する、その他の統合当事会社各社の普通株式の評価レンジを記載したものです。）。

採用手法	当社 株式移転比率 の評価レンジ	一建設 株式移転比率 の評価レンジ	東栄住宅 株式移転比率 の評価レンジ	アーネストワン 株式移転比率 の評価レンジ	アイディホーム 株式移転比率 の評価レンジ
市場株価 基準方式	104.8～ 110.0	3.40～3.57	1.08～1.15	1.15～1.21	2.67～3.11
DCF方式	72.5～ 109.4	3.03～4.58	0.80～1.25	1.15～1.62	2.41～3.58
類似会社 比準方式	101.8～ 104.3	2.46～3.57	0.70～1.37	0.96～1.71	2.24～3.86

なお、ベネディ・コンサルティングは、市場株価基準方式による算定においては、平成25年6月25日を基準日として、最近における6社の株式の市場取引状況を勘案のうえ、算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の株価終値平均を採用致しました。

株式移転比率の分析及び意見の前提条件・免責事項については下記(注)をご参照下さい。

(注) ベネディ・コンサルティングは、フェアネス・オピニオンを述べるにあたり、また、その基礎となる株式移転比率算定書（以下「ベネディ算定書」）の提出及び株式移転比率分析の実施に際し、6社から提供を受けた情報（6社以外の第三者によって作成された資料を含みます。）及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません（独自にその検証を行う責任も義務も負っておりません。）。また、6社とその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、6社の財務予測については、将来の財務状況に関する現時点で得られる最善の予測と判断に基づき、各社の経営陣により合理的に作成されたことを前提としております。ベネディ・コンサルティングの意見及びベネディ算定書は、平成25年6月25日現在までの上記情報等を反映したものであります。なお、ベネディ・コンサルティングの意見及びベネディ算定書は、アーネストワンの取締役会の参考のためのみに提出されたものであり、アーネストワンの取締役会が本株式移転比率の検討に関して使用するためその便宜のためにのみ作成されており、他のいかなる目的のためにも、また他のいかなる者によっても、依拠又は使用することはできません。

## 6. アイディホームの財務アドバイザーによる分析概要

(東海東京証券)

東海東京証券は、6社について、市場株価分析、類似企業比較分析、DCF分析に基づく分析結果を総合的に勘案して本株式移転の株式移転比率の分析を行っております。なお、市場株価分析については、平成25年6月25日を算定基準日として、東京証券取引所または大阪証券取引所における算定基準日から1ヶ月前、3ヶ月前、6ヶ月前のそれぞれの期間の株価終値平均ならびに「経営統合に関する基本合意書の締結について」が公表された日の前営業日株価終値及び算定基準日の株価終値に基づく株式移転比率の評価レンジを採用致しました。また、DCF分析については、6社から提供された6社のスタン・アローンベースの本株式移転による影響を加味していない財務予測を算定の基礎と致しました。

東海東京証券による本株式移転における株式移転比率の評価結果の概要は、以下のとおりです（飯田産業の株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定手法による評価レンジを記載しております。）。

採用手法	当社 株式移転比率 の評価レンジ	一建設 株式移転比率 の評価レンジ	東栄住宅 株式移転比率 の評価レンジ	アーネストワン 株式移転比率 の評価レンジ	アイディホーム 株式移転比率 の評価レンジ
市場株価分析	105～111	3.05～3.57	1.08～1.20	1.15～1.42	2.54～3.11
類似企業比較分析	93～137	2.56～4.04	0.55～1.36	1.06～1.93	2.49～4.09
DCF分析	58～139	3.97～6.57	1.05～1.07	1.86～2.48	1.35～3.22

株式移転比率の分析及び意見の前提条件・免責事項については下記(注)をご参照下さい。

(注) 東海東京証券は、意見書の提出及び意見書に記載された意見の表明並びにその基礎となる株式移転比率の分析・算定に際し、6社から提供を受け又は6社と協議した情報、東海東京証券が検討の対象とした又は東海東京証券のために検討されたその他一切の情報、及び一般に公開された情報が全て真実、正確かつ完全なものであること、また、意見書の提出及び意見書に記載された意見の表明並びにその基礎となる株式移転比率の分析・算定に重大な影響を与える可能性がある情報で東海東京証券に対して未開示の情報はないこと等を前提としてこれに依拠しており、独自にそれらの真実性、正確性及び網羅性の検証を行っておりません（また、独自にその検証を行う責任も義務も負っておりません。）。

また、6社とそれらの関係会社の資産及び負債（簿外資産、負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定は行っておりません（また、独自にその評価・査定を行う責任も義務も負っておりません。）。

加えて、6社の事業・財務状況の予測については、6社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としており、それらの予測に従い予測される金額が予測される時期に実現することを前提としています。そして、東海東京証券は、かかる分析もしくは予測又はそれらの根拠となった前提については、何ら見解を表明するものではありません。

また、本株式移転を行うに際して発生する6社及び6社の株主への課税関係については考慮していません。

さらに、本株式移転に関する契約書案が、6社間にて適法かつ有効に締結及び履行され、同契約書案に規定されている前提条件が、全て放棄されることなく成就されることを前提とします。

なお、東海東京証券の同意見書及び分析は、アイディホームの取締役会の参考のためだけに提出されたものであり、アイディホーム取締役会が本株式移転に係る株式移転比率の検討に関して使用するためその便宜のためにのみ作成されており、他のいかなる目的のためにも、また他のいかなる者によっても、依拠又は使用することはできません。

また、東海東京証券は、本株式移転について開催されるアイディホームの株主総会におけるアイディホームの株主の議決権行使又はその他の行動に関して意見を述べたり、また、本株式移転への賛同を推奨したりするものでもありません。

東海東京証券の同意見書及び分析は、6社がその権利義務に基づいて行っている同意見書又は分析の日付現在の事業の財務、経済、市場、法制その他の状況を前提としており、かつ、同日現在において東海東京証券が入手可能であった、同日までに東海東京証券が入手している情報に基づくものです。同意見書又は分析の時点以降に発生する事象が意見又は分析の内容に影響を与える可能性があり、あるいは当該時点において意見もしくは分析の内容に影響が明らかではない事象がありますが、東海東京証券は、その意見又は分析を修正、変更又は補足する義務を負うものではありません。

東海東京証券の意見書は、同意見書中に記載された事項のみを対象として同意見書中の意見を表明しており、同意見書において明示的に述べられていないいかなる事項についても意見を表明するものではなく、また、東海東京証券の意見を本株式移転以外の他の事例に適用することはありません。

東海東京証券は、本株式移転に関し、そのサービスに対し、アイディホームから手数料を受領致します。東海東京証券及び東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社（以下「東海東京FH」といいます。）並びに東海東京FHの関係会社は、6社及び6社の関係会社との間で、過去、現在及び将来において、証券取引その他金融取引等を行い、又は行うことを予定しております。東海東京証券及び東海東京FH並びに東海東京FHの関係会社は、過去、現在又は将来において、6社及び6社の関係会社の株式、社債その他の有価証券の自己勘定又は顧客勘定における保有もしくは取引等を行うことがあります。東海東京証券の意見書における意見表明が、将来における6社及び6社の関係会社と、東海東京証券及び東海東京FH並びに東海東京FHの関係会社との間で発生するあらゆる取引関係を制限することはありません。

(2) 各社は、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、共同持株会社の資本金及び準備金等の額を以下のとおり決定致しました。

(i) 共同持株会社の資本金及び準備金等の額は以下のとおりであります。

資本金の額 100億円

資本準備金の額 25億円

利益準備金の額 0円

(ii) 前記の共同持株会社の資本金及び準備金等の額は、設立後の共同持株会社の資本政策等を総合的に考慮・検討し、各社で協議の上、会社計算規則第52条の規定の範囲内で決定したものです。

#### 4. 各社が発行する会社法第808条第3項第3号に定める新株予約権に係る会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

本株式移転計画には、アイディホームが発行する新株予約権（第5回新株予約権及び第6回新株予約権）に係る会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定めを設けておりません。

これらの新株予約権は、会社法第808条第3項第3号に定める新株予約権に該当しますが、同社の役員及び従業員に、ストック・オプションとして付与されたものであり、同社は、本株式移転による共同持株会社の設立に先立ち、行使期間が到来していない第6回新株予約権について、当該新株予約権が行使可能となるよう、関連法令上必要な手続を経た上で、速やかに行使可能とするための変更を行う予定です。併せて、いずれの新株予約権についても、その行使を望まない新株予約権者がいる場合には、当該新株予約権者と個別に合意することにより、新株予約権を有償取得の上、消却するか、又は、新株予約権割当契約に基づく消却を実施することを予定しております。

#### 5. 他の株式移転完全子会社についての事項

(1) 一建設

- ① 一建設の最終事業年度（平成25年1月期）に係る計算書類等の内容  
一建設の平成25年1月期に係る計算書類等の内容は、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.tacthome.co.jp/>）に掲載しておりません。
- ② 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容  
該当事項はありません。

## (2) 飯田産業

- ① 飯田産業の最終事業年度（平成25年4月期）に係る計算書類等の内容  
飯田産業の平成25年4月期に係る計算書類等の内容は、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.tacthome.co.jp/>）に掲載しております。
- ② 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容  
該当事項はありません。

## (3) 東栄住宅

- ① 東栄住宅の最終事業年度（平成25年1月期）に係る計算書類等の内容  
東栄住宅の平成25年1月期に係る計算書類等の内容は、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.tacthome.co.jp/>）に掲載しております。
- ② 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容  
該当事項はありません。

## (4) アーネストワン

- ① アーネストワンの最終事業年度（平成25年3月期）に係る計算書類等の内容  
アーネストワンの平成25年3月期に係る計算書類等の内容は、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.tacthome.co.jp/>）に掲載しております。
- ② 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容  
該当事項はありません。

## (5) アイディホーム

- ① アイディホームの最終事業年度（平成24年12月期）に係る計算書類等の内容  
アイディホームの平成24年12月期に係る計算書類等の内容は、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.tacthome.co.jp/>）に掲載しております。
- ② 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容  
該当事項はありません。



6. 当社において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

7. 共同持株会社の取締役となる者についての会社法施行規則第74条に規定する事項

共同持株会社の取締役となる者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	(1) 所有する当社の株式数 (2) 所有する一建設の株式数 (3) 所有する飯田産業の株式数 (4) 所有する東栄住宅の株式数 (5) 所有するアーネストワンの株式数 (6) 所有するアイディホームの株式数 (7) 割当てられる共同持株会社の株式数
飯田 一男 (昭和13年1月11日生)	昭和38年4月 建築請負業開業 昭和42年2月 一建設設立 代表取締役社長就任 平成15年4月 同社代表取締役会長就任 (現任)	(1) 一株 (2) 578,210株 (3) 400,000株 (4) 338,582株 (5) 一株 (6) 330,000株 (7) 3,472,934株

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	(1) 所有する当社の株式数 (2) 所有する一建設の株式数 (3) 所有する飯田産業の株式数 (4) 所有する東栄住宅の株式数 (5) 所有するアーネストワンの株式数 (6) 所有するアイディホームの株式数 (7) 割当てられる共同持株会社の株式数
もり かず ひこ 森 和彦 (昭和20年3月8日生)	昭和52年7月 飯田産業入社 監査役就任 昭和53年7月 同社取締役就任 昭和55年5月 同社代表取締役社長就任 平成18年8月 同社代表取締役会長就任 (現任) 【重要な兼職の状況】 昭和63年8月 住宅新興事業共同組合代表理事就任 (現任) 平成8年2月 ㈱K. フォレスト取締役就任 (現任) 平成14年7月 パラダイスリゾート㈱代表取締役社長就任 (現任) 平成15年7月 ㈱ファミリーライフサービス取締役会長就任 (現任) 平成17年6月 Guam Resorts, Inc. 代表取締役社長就任 (現任) 平成18年9月 ㈱オリエンタルホーム (現㈱オリエンタル・ホーム) 代表取締役会長就任 (現任) 平成19年10月 ビルトホーム㈱代表取締役会長就任 (現任) 平成20年11月 サイバークロウン㈱代表取締役社長就任 (現任) 平成22年6月 ホームトレードセンター㈱代表取締役会長就任 (現任)	(1) 5,000株 (2) 200,000株 (3) 17,250,000株 (4) 2,184株 (5) 1株 (6) 1株 (7) 18,420,533株
にしかわ よういち 西河 洋一 (昭和38年8月20日生)	平成11年4月 アーネストワン入社 平成11年5月 同社取締役就任 営業副部門長 平成12年1月 同社代表取締役就任 平成12年2月 同社代表取締役社長就任 (現任)	(1) 150株 (2) 1株 (3) 45,000株 (4) 10,000株 (5) 25,092,000株 (6) 30,000株 (7) 29,258,120株

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	(1) 所有する当社の株式数 (2) 所有する一建設の株式数 (3) 所有する飯田産業の株式数 (4) 所有する東栄住宅の株式数 (5) 所有するアーネストワンの株式数 (6) 所有するアイディホームの株式数 (7) 割当てられる共同持株会社の株式数
ささのとしひこ 佐々野 俊彦 (昭和22年1月27日生)	昭和53年10月 東栄住宅入社 昭和55年11月 同社取締役就任 昭和56年5月 同社代表取締役社長就任 平成15年1月 ティ・ジェイホームサービス㈱代表取締役社長就任 平成17年7月 ブルーミング・ガーデン住宅販売㈱代表取締役社長就任 平成18年1月 同社代表取締役会長就任 平成19年8月 東栄住宅代表取締役会長就任 平成21年4月 同社相談役就任 (現任) 【重要な兼職の状況】 昭和63年8月 住宅新興事業協同組合理事就任 (現任) 平成8年5月 (㈱)バンブーフールド (現㈱バンブーフールド) 代表取締役社長就任 (現任)	(1) 一株 (2) 1,000株 (3) 一株 (4) 800,531株 (5) 一株 (6) 600株 (7) 933,327株
やまもと しげお 山本 重穂 (昭和27年2月15日生)	昭和57年2月 飯田産業入社 平成4年4月 同社取締役就任 平成7年6月 当社取締役就任 平成10年7月 当社代表取締役社長就任 平成11年8月 住宅新興事業協同組合監事就任 平成19年8月 当社代表取締役社長兼管理本部長 平成20年8月 当社代表取締役社長 (現任) 【重要な兼職の状況】 平成21年8月 住宅新興事業協同組合専務理事就任 (現任) 平成22年6月 ティーアラウンド㈱代表取締役会長就任 (現任) 平成22年6月 ㈱ソリド・ワン代表取締役会長就任 (現任)	(1) 7,200株 (2) 一株 (3) 一株 (4) 一株 (5) 一株 (6) 一株 (7) 777,600株

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	(1) 所有する当社の株式数 (2) 所有する一建設の株式数 (3) 所有する飯田産業の株式数 (4) 所有する東栄住宅の株式数 (5) 所有するアーネストワンの株式数 (6) 所有するアイディホームの株式数 (7) 割当てられる共同持株会社の株式数
ひさばやし よしなり 久林 欣也 (昭和41年8月27日生)	平成14年9月 アイディホーム入社 平成15年3月 同社取締役就任 平成15年9月 同社代表取締役社長就任 平成24年5月 同社代表取締役社長兼統轄本部長 平成25年2月 同社代表取締役社長 (現任)	(1) 1株 (2) 100株 (3) 100株 (4) 100株 (5) 200株 (6) 1,663,500株 (7) 4,359,240株
ほりぐち ただよし 堀口 忠美 (昭和39年2月12日生)	平成4年4月 一建設入社 平成12年2月 同社工事統括部長 平成14年8月 同社取締役就任 生産本部長 平成17年10月 ファーストウッド(株)取締役就任 平成18年4月 一建設常務取締役就任 生産本部長 平成23年11月 同社代表取締役社長就任 生産本部長 平成24年4月 同社代表取締役社長 (現任) 【重要な兼職の状況】 平成24年3月 ファーストウッド(株)社外取締役就任 (現任)	(1) 一株 (2) 280,000株 (3) 一株 (4) 一株 (5) 一株 (6) 一株 (7) 879,200株

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	(1) 所有する当社の株式数 (2) 所有する一建設の株式数 (3) 所有する飯田産業の株式数 (4) 所有する東栄住宅の株式数 (5) 所有するアーネストワンの株式数 (6) 所有するアイディホームの株式数 (7) 割当てられる共同持株会社の株式数
かほい まさし 兼井 雅史 (昭和41年7月7日生)	平成4年11月 飯田産業入社 平成6年4月 同社設計課課長代理 平成8年4月 同社企画部次長 平成11年11月 同社本店営業部長 平成16年4月 同社執行役員 本店営業部長 平成18年4月 同社執行役員 東京統括部長兼本店営業部長 平成18年7月 同社取締役執行役員就任 東京統括部長兼本店営業部長 平成18年8月 同社代表取締役社長就任 (現任) 【重要な兼職の状況】 平成14年7月 パラダイスリゾート(株)取締役就任 (現任) 平成18年7月 (株)ファミリーライフサービス監査役就任 (現任) 平成18年9月 (株)オリエンタルホーム (現株)オリエンタル・ホーム) 取締役就任 (現任) 平成22年6月 ホームトレードセンター(株)取締役就任 (現任) 平成24年7月 ビルトホーム(株)代表取締役社長就任 (現任)	(1) 一株 (2) 一株 (3) 81,700株 (4) 一株 (5) 一株 (6) 一株 (7) 81,700株

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	(1) 所有する当社の株式数 (2) 所有する一建設の株式数 (3) 所有する飯田産業の株式数 (4) 所有する東栄住宅の株式数 (5) 所有するアーネストワンの株式数 (6) 所有するアイディホームの株式数 (7) 割当てられる共同持株会社の株式数
にし の ひろし 西野 弘 (昭和39年3月14日生)	平成18年4月 東栄住宅入社 取締役就任 人材開発室長 平成18年9月 同社取締役 企画本部長兼人材開発室長 平成19年8月 同社代表取締役社長就任 平成20年4月 同社代表取締役社長兼社長執行役員 ブルーミング・ガーデン住宅販売㈱代表取締役社長就任 平成24年4月 東栄住宅代表取締役社長兼社長執行役員 エリア統括本部長 平成25年2月 同社代表取締役社長兼社長執行役員 (現任) <b>【重要な兼職の状況】</b> 平成21年4月 ティ・ジェイホームサービス㈱代表取締役社長就任 (現任)	(1) 一株 (2) 一株 (3) 一株 (4) 5,700株 (5) 一株 (6) 一株 (7) 6,612株
まつばやし しげゆき 松林 重行 (昭和38年1月26日生)	平成3年2月 アーネストワン入社 平成13年12月 同社取締役就任 生産事業部長 平成14年4月 同社取締役 戸建事業本部長 平成16年4月 同社常務取締役就任 戸建事業本部長 (現任) 平成19年6月 同社常務取締役 戸建事業本部長兼マンション事業部長 平成20年10月 同社常務取締役 営業本部長 (現任)	(1) 一株 (2) 一株 (3) 一株 (4) 一株 (5) 400,000株 (6) 一株 (7) 464,000株

(注) 各候補者と当社、一建設、飯田産業、東栄住宅、アーネストワン又はアイディホームとの間には特別の利害関係はなく、共同持株会社との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。

8. 共同持株会社の監査役となる者についての会社法施行規則第76条に規定する事項

共同持株会社の監査役となる者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、及び重要な兼職の状況	(1) 所有する当社の株式数 (2) 所有する一建設の株式数 (3) 所有する飯田産業の株式数 (4) 所有する東栄住宅の株式数 (5) 所有するアーネストワンの株式数 (6) 所有するアイディホームの株式数 (7) 割当てられる共同持株会社の株式数
いしまる いくこ 石丸 郁子 (昭和22年4月27日生)	昭和53年7月 飯田産業入社 平成5年4月 同社経理部長 平成6年6月 同社取締役就任 経理部長 平成13年4月 同社取締役 財務部長 平成14年4月 同社取締役執行役員 財務部長 平成18年9月 同社取締役執行役員 一般管理本部長 兼財務部長 平成23年7月 同社常勤監査役就任 (現任) 【重要な兼職の状況】 平成14年7月 パラダイスリゾート(株)監査役就任 (現任) 平成23年7月 (株)オリエンタルホーム (現(株)オリエンタル・ホーム)監査役就任 (現任) 平成23年7月 ホームトレードセンター(株)監査役就任 (現任) 平成23年7月 ビルトホーム(株)監査役就任 (現任) 平成23年7月 サイパークローン(株)監査役就任 (現任)	(1) 一株 (2) 一株 (3) 929,800株 (4) 一株 (5) 一株 (6) 一株 (7) 929,800株

氏名 (生年月日)	略歴、地位、及び重要な兼職の状況	(1) 所有する当社の株式数 (2) 所有する一建設の株式数 (3) 所有する飯田産業の株式数 (4) 所有する東栄住宅の株式数 (5) 所有するアーネストワンの株式数 (6) 所有するアイディホームの株式数 (7) 割当てられる共同持株会社の株式数
みや お たて お 宮尾 建夫 (昭和18年12月5日生)	昭和41年4月 日産建設(株)入社 平成15年4月 アーネストワン入社 内部監査担当 平成16年6月 同社常勤監査役就任 (現任)	(1) 一株 (2) 一株 (3) 一株 (4) 一株 (5) 2,000株 (6) 一株 (7) 2,320株
さ さ き のぶゆき 佐々木 延行 (昭和19年11月13日生)	平成18年7月 (株)ビジネスブレイン太田昭和非常勤監査役就任 平成18年7月 サンポット(株)非常勤監査役就任 平成19年4月 (株)キャム非常勤取締役就任 平成21年4月 同社常勤監査役就任 平成25年4月 同社非常勤監査役就任 (現任)	(1) 一株 (2) 一株 (3) 一株 (4) 一株 (5) 一株 (6) 一株 (7) 一株
はやし ち はる 林 千春 (昭和25年4月6日生)	昭和55年4月 弁護士登録 昭和55年4月 中村法律事務所入所 平成18年4月 一建設監査役就任 (現任) 平成18年5月 東京協立法律事務所入所 (現任)	(1) 一株 (2) 一株 (3) 一株 (4) 一株 (5) 一株 (6) 一株 (7) 一株

- (注) 1. 各候補者と当社、一建設、飯田産業、東栄住宅、アーネストワン又はアイディホームとの間には特別の利害関係はなく、共同持株会社との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。
2. 佐々木 延行氏及び林 千春氏は、社外監査役候補者であります。
3. 佐々木 延行氏及び林 千春氏を社外監査役候補者とした理由及び社外監査役候補者に関する特記事項は次のとおりであります。



- (1) 佐々木 延行氏につきましては、直接会社の経営に関与したことはありませんが、公認会計士の有資格者であり、監査法人出身者として豊富な経験と幅広い見識を有しておられ、職務を適切に遂行することができるものと判断するとともに、その経験と見識を共同持株会社の経営に生かしていただくために、社外監査役候補者とするものです。
  - (2) 林 千春氏につきましては、直接会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士の有資格者であり、弁護士としての専門の見地より、特にコンプライアンスの面から監査が期待できることから、職務を適切に遂行することができるものと判断し、社外監査役候補者とするものです。
4. 社外監査役との責任限定契約について
- 佐々木 延行氏及び林 千春氏が共同持株会社の監査役に就任した場合には、共同持株会社は両氏との間において定款の規定に基づき、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額となります。

9. 共同持株会社の会計監査人となる者についての会社法施行規則第77条に規定する事項

共同持株会社の会計監査人となる者は、次のとおりであります。

(平成25年3月31日現在)

名称	新日本有限責任監査法人	
事務所	主たる事務所 東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル	
沿革	昭和60年10月	太田昭和監査法人設立
	昭和61年1月	センチュリー監査法人設立
	平成12年4月	太田昭和監査法人とセンチュリー監査法人が合併し、監査法人太田昭和センチュリー設立
	平成13年7月	監査法人太田昭和センチュリーの名称変更により新日本監査法人となる
	平成20年7月	監査法人の種類の変更により新日本有限責任監査法人となる
概要	公認会計士：3,473名 公認会計士試験合格者等：1,019名 その他：1,358名 国内事務所：33ヶ所、連絡事務所：4ヶ所、海外駐在員事務所36ヶ所 監査関与会社：3,917社	

10. 本議案の決議に関する事項

本議案に関する決議につきましては、各社において、本株式移転計画第7条（株式移転計画承認株主総会）に定める株主総会における承認がなされ、かつ、法令に基づき関係官庁等の承認が必要な場合にはその承認が得られることを条件として、効力が生じるものといたします。

また、本株式移転計画第13条（株式移転計画の効力）または第14条（事情変更）に定める事項により、本株式移転計画の効力が失われた場合、または本株式移転を中止した場合には、本議案に関する決議は失効するものといたします。

### 第3号議案 取締役2名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役2名を増員することとし、取締役2名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	おおはしひろのり 大橋博範 (昭和42年4月13日生)	平成6年2月 飯田建設工業株式会社(現 一建設株式会社)入社 平成12年1月 当社入社 平成12年4月 当社浦和支店店長 平成17年4月 当社本店店長(現任)	174株
2	ありまひろのぶ 有馬弘宣 (昭和41年8月14日生)	昭和62年4月 株式会社シティホーム入社 平成8年4月 株式会社アスト代表取締役 平成22年6月 株式会社ソリド・ワン代表取締役社長(現任)	一株

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役土谷茂は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の 数
つちやしげる 土谷茂 (昭和23年12月15日生)	昭和47年4月 商工組合中央金庫（現 株式会社商工組合中央金庫）入庫 平成6年7月 同庫佐世保支店長 平成9年7月 同庫審査第二部上席審査役 平成11年3月 同庫審査第三部上席審査役 平成12年7月 同庫審査第三部副部長 平成16年1月 学校法人小小学園入社 平成20年4月 寺内金属株式会社入社 平成21年4月 当社監査役（一時監査役） 平成21年8月 当社常勤監査役（現任）	一株

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 土谷茂氏は、社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役候補者の選任理由、社外監査役としての独立性及び責任限定契約について

##### (1) 選任理由

土谷茂氏につきましては、金融機関出身者として豊富な経験と幅広い見識を有しておられ、その経験と見識を当社の経営に活かしていただくために社外監査役候補者とするものであります。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。

なお、同氏の当社監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって4年4ヶ月となります。

(2) 社外監査役としての独立性

当社は、土谷茂氏を株式会社東京証券取引所の規定に基づく独立役員（一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外役員）の要件を満たす者として、同取引所に届け出ております。なお、同氏は、平成15年12月まで、当社と取引のある金融機関の業務執行者でありましたが、資金調達における当該金融機関に対する依存度が高く、ないことや他の金融機関等による代替可能性等を総合的に勘案し、当該金融機関は当社における事業等の意思決定に対して親子会社・関連会社と同程度の影響を及ぼしうるとは言えないことから、証券取引所が定める判断基準における「主要な取引先」には該当しないと考えております。以上のことなどから、同氏は十分な独立性を保持しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。

(3) 社外監査役との責任限定契約

当社は、土谷茂氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

メ モ

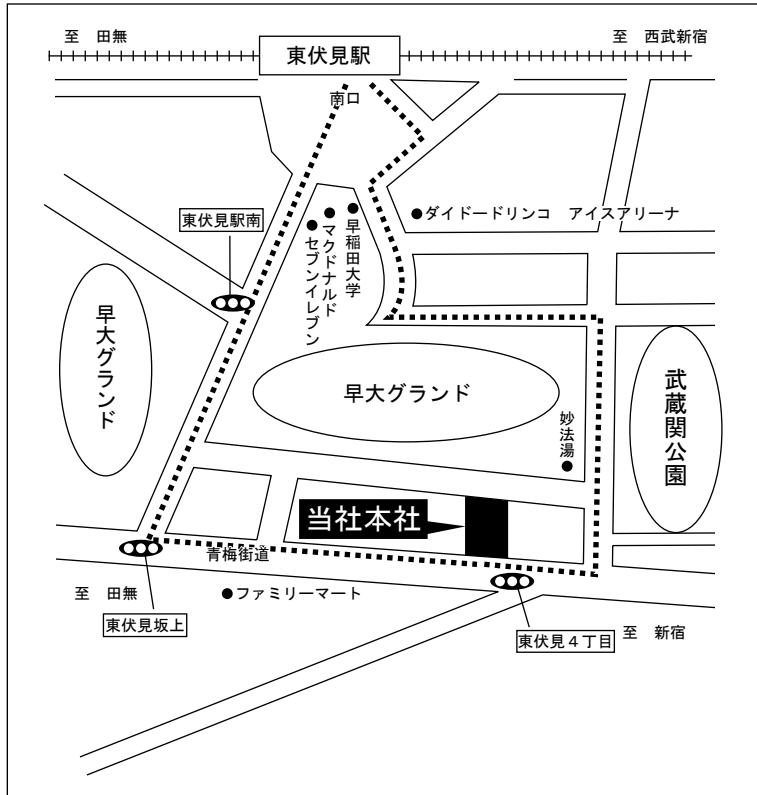
A series of 14 horizontal dashed lines for handwriting practice.

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都西東京市東伏見三丁目6番19号

当社本社 2階大会議室

TEL 042-464-8788



- ◎交通 西武新宿線「東伏見駅」南口 徒歩約10分  
※駐車場の数に限りがございますので、公共交通機関をご利用ください。
- ◎お土産をご用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主一人様に対し1個とさせていただきますのでご了承ください。